

社団法人 岩見沢歯科医師会定款

第 1 章 総 則

第1条 本会を社団法人岩見沢歯科医師会という。

第2条 本会は岩見沢市、三笠市、夕張市、栗山町、由仁町、長沼町、南幌町及び月形町を区域とし、その区域内において就業所（診療に従事しない者については住所）を有し、日本で歯科医師免許を受けた歯科医師をもって組織する。

第3条 本会は医道の高揚、歯科医学及び医術の進歩発達並びに公衆衛生の普及向上とを図り、予防医学の完成に努力し、もって社会及び会員の福祉厚生を増進することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するまで次の事業を行う。

- 1 医道高揚に関する事柄
 - 2 歯科医学、医術の進歩発達に関する事柄
 - 3 医療制度に関する事柄
 - 4 社会保障及び医療保障に関する事柄
 - 5 公衆衛生の普及と予防医学の研究指導に関する事柄
 - 6 地域医療及び学校歯科保健に関する事柄
 - 7 会員の福祉厚生及び健康管理に関する事柄
 - 8 歯科医業の合理化に関する事柄
 - 9 歯科医師の研修に関する事柄
 - 10 会誌、会報その他の印刷物の発行に関する事柄
 - 11 その他本会の目的を達成するに必要な事柄
- ② 前項各号に掲げる事柄を実施するに必要な規則は、別に決める。

第5条 本会は事務所を北海道岩見沢市4条西2丁目3番地フレンズビル3階に置く。

付 則 本規約は、平成15年5月30日から施行する。

第 2 章 会 員

第6条 第2条に規定する資格ある者で本会に入会しようとするものは、別に定める入会申込書に入会金を添えて本会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

② 会員は、総会の決定事項に服する義務を有する。

③ 理事会は、第1項の諾否を決めたときは、その旨を書面をもって当該入会の申込みをした者に通知する。

第7条 会員の有する表決権については、他の会員を代理人として表決を委任し、又はあ

らかじめ通知された事項について書面をもって表決することを認める。

第8条 会員は、第3条に定める本会の目的に関する研究又は調査を本会へ報告し、又は発表することができる。

第9条 会員は、本会から発行する会誌その他の印刷物の頒布を受け、又は購入することができる。

第10条 会員は、本会の行事、学術会、講習会等に参加し、協力し、又は意見を述べるることができる。

第11条 会員は、本会所定の会費、入会金及び負担金を本会へ納入する義務を負う。

② 会費、入会金及び負担金の額及び支払方法は総会で決める。

第12条 会員が本会を退会しようとするときは、その旨を記載した書面を本会へ提出しなければならない。

② 退会しても既納の会費、入会金及び負担金の返還を受けることはできない。

第13条 日本歯科医師会若しくは北海道歯科医師会で除名された者又は日本歯科医師会若しくは北海道歯科医師会の会員たる身分を失った者は、同時に本会の会員たる身分を失うものとする。

第14条 会員が1年以上又は1年分に相当する会費若しくは負担金を滞納し、催告したにもかかわらず納入しない時は、理事会の決議をもって、その会員を退会させることができる。

② 前項による退会者が6ヶ月以内に未納金を納入したときは新たに会員となったものとみなす。

第15条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において総会員の4分の3以上の議決に基づき、除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

1 この法人の定款又は規則に違反した者

2 本会の体面を汚した者

3 本会の綱紀を乱した者

② 前項により除名したときは、その旨及び理由の概要を記載した書面をもって、日本歯科医師会、北海道歯科医師会及び本人に通知する。

第 3 章 役 員

第16条 本会に次の役員を置く。

理 事 13名以上18名以内（うち1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。）

監 事 2名

- 第17条 会長及び監事は、総会において会員の中から選任する。
- ② 副会長及び理事は、会長が指名する。
- 第18条 専務理事は、総会において選任された会長が指名する。
- 第19条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあったときにはその職務を代理し、欠けたときにはその職務を代行する。
- ③ 専務理事は、会長の旨を受けて会務を掌理し、会長及び副会長ともに事故あるときはその職務を代理し、欠けたときはその職務を代行する。
- ④ 理事は、会長の旨を受けて会務を分掌し、会長、副会長及び専務理事ともに事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従い、その職務を代理し、ともに欠けたときはその職務を代行する。
- ⑤ 監事は、民法第59条の職務を行う。
- 第20条 会長は、総会の議決を要する事柄でありながら緊急必要ありと認めたときには、理事会に諮り、応急処分することができる。
- ② 前項により応急処分した事柄は、次の総会で承諾を受けなければならない。
- 第21条 役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。
- 第22条 会長が任期を6ヶ月以上残して欠けた場合は、第19条の規定にかかわらず監事を除く役員は全員辞任し、ただちに第17条の規定により会長を選任しなければならない。
- ② 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を北海道知事に届出なければならない。
- 第23条 役員は、辞任又は任期が満了した場合でも、その後任者の就任するまではその職務を行う。
- 第24条 役員は、無報酬とする。

第 4 章 名誉会員、顧問、終身会員及び準会員

- 第25条 本会に名誉会員を置くことができる。
- ② 名誉会員は、国籍を問わず歯科学術の研究発達又は歯科医学及び歯科医業の指導発達に功労ある者について、総会の議決を経て会長がこれを推薦する。
- ③ 名誉会員は、本会における名誉の敬称とする。
- 第26条 本会に顧問を置くことができる。
- ② 顧問は、総会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 第27条 20年以上本会の会員であって、日本歯科医師会若しくは北海道歯科医師会の終身会員を、本会の終身会員とする。

② 終身会員は、敬意を表するため、本会所定の会費を免除する。

第28条 準会員は、病院に併設する歯科並びに市町村立の歯科診療所に勤務する歯科医師と、登録歯科医師とする。

第29条 準会員は、本会の会員としての権利、義務を生じない。

② 準会員は、本会の主催する行事、学術大会、講演会等に出席し、協力し、意見を述べる事が出来る。

③ 学術研究を発表し、または本会の会誌及び刊行物を受けることが出来る。

④ 準会員は、理事会の決議を経て、入会金、会費、登録料を納入する。

第30条 準会員の資格、入会、退会、除名及び会費、負担金等の必要な事項については、準会員規則で決める。

第 5 章 会 議

第1節 総 会

第31条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

② 通常総会は、毎年1回とし、特別な理由がない限りすみやかに会長がこれを招集しなければならない。

③ 臨時総会は、会長が必要と認めた場合に招集する。

第32条 会員の5分の1以上又は監事から会議の目的とその理由とを記載した書面をもって臨時総会招集の要求があったときは、会長は、遅滞なく臨時総会を招集しなければならない。

第33条 総会の招集は、開催5日前までに会議の目的たる事柄、日時及び場所を会員に通知して行う。

第34条 次の事柄は、総会において、議決又は承認を得ることを要する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 総会議事規則の変更
 - (4) 入会金の額並びに会費及び負担金の額
 - (5) 除名処分
 - (6) 寄附された金品の収受及び使途
 - (7) 基本金に関する事柄
 - (8) 借入金に関する事柄（年度内に償還するものを除く）
 - (9) その他の重要な事柄
- ② 次の事柄は、総会において報告しなければならない。
会務及び事業の概要

第35条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

② 前項の場合において、委任又は書面により表決権を行使する場合は、総会に出席したものとみなす。

第36条 総会の議長及び副議長は、そのつど出席した会員がその中から各1名選挙する。

第37条 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときには議長が決める。

② 定款の変更は、総会員の3分の2以上の同意を得、かつ、知事の認可を得なければ変更することが出来ない。

第38条 会長は、総会で議決した事柄を全会員に文書により知らせなければならない。

第39条 総会の議事規則は、総会の議決を経て別に決める。

付 則 本規約は、平成14年5月11日から施行する。

第2節 理 事 会

第40条 理事会は、会務を処理する機関であって、会長は必要な場合にこれを招集し、その議長となる。

② 理事の過半数又は監事から理事会の招集の要求があったときは、会長はできるだけ早く招集しなければならない。

③ 理事会は理事の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

第41条 次の事柄は理事会の議決で決める。

(1) 総会の招集及びこれに附議する事柄

(2) その他の重要な会務

第42条 監事は、理事会に出席して質問し、又は意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

第43条 理事会の議決は、出席者の多数決による。可否同数のときは、議長が決める。

第6章 会 計 及 び 財 産

第44条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第45条 本会の財産は次に掲げるものをもって構成する

(1) 入会金

(2) 会 費

(3) 会員の負担金

(4) 刊行物による収入

(5) 寄附金

(6) 前年度よりの繰越金

(7) その他の収入

- 第46条 この法人の事業報告及び決算に関する書類は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、会長が事業報告、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に北海道知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。
- 第47条 用途を決めて寄附された金品は、その用途に用い、決められていないものは、総会に諮って用途を決める。
- 第48条 数年を期して行う事業の継続費として総額を決めたものは、毎年度の支出残額を事業完成年度まで逐次繰越し、使用することができる。
- 第49条 財産の管理及び会計に関する規程は、総会の議決により別に決める。

第 7 章 解 散

- 第50条 本会を解散しようとするときは、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。
- ② 民法第68条第2項第1号の規定により総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の3分の2以上の同意をえなければならない。

附 則

(施行期日)

1. この定款は、主務官庁から認可された日（平成9年6月2日）から施行する。
2. 第5章、第35条の②の一部改正は、主務官庁から認可された日（平成14年5月11日）から施行する。
3. 第1章の第2条及び第5条の一部改正は、主務官庁から認可された日（平成15年5月11日）から施行する。
4. 第1章の第2条、第3章の第22条の②、第6章の第46条の一部改正は、主務官庁から認可された日（平成18年8月30日）から施行する。
5. 第3章の第18条及び第21条の一部改正は、主務官庁から認可された日（平成22年4月21日）から施行する。

岩見沢歯科医師会総会議事規則

第 1 章 総 則

- 第1条 会員は指定された会議の時刻までに会場に集合しなければならない。
- 第2条 前条の会員は総会の議長及び副議長を各1名選挙しなければならない。
この場合は会長か又は最年長の会員が臨時議長となり選挙の方法を出席会員に諮って指名又は投票、その他の方法によって決める。
- 第3条 会議は議長が開閉する。
- 第4条 議事録署名人は2名とし、議長が会議の始めに指名する。
- 第5条 議事を開く時は議長はその問題を宣告し、書記又は理事に議案を朗読せしめる。
但し議長は議案の大綱だけを朗読せしめ、又は朗読を省略せしめることができる。

第 2 章 議 事 日 程

- 第6条 会議は議事日程による。
日程は会長が決める。
- 第7条 議長が必要と認めた時は又は会員の動議があった時は、議長は討論を用いずに会議に諮り、日程の順序を変更し、又は他の事件を議事日程に追加することができる。

第 3 章 発案発議及び動議

- 第8条 建議の発案及び動議は、出席会員1名以上の賛成者がなければ議題とすることはできない。
- 第9条 建議の発案は理由を附し、予め議長に提出しなければならない。
建議の発案及び議題に対する修正の動議は、その案を作り賛成者の連署を得て、予めこれを議長に提出しなければならない。
- ② 前項の発議及び動議で緊急なものは、会議で陳述することができる。

第 4 章 議 事

- 第10条 会議事件を議題とするときは、議長はこれを宣告しなければならない。
議長が審議に必要と認めたときは、数件を一括して議題に供することができる。
- 第11条 議長は必要に依り、議題とした議案の説明を提案者に求めることができる。
- 第12条 議案はすべて議題に附し、発言のないとき又は発言の終わったとき、議長が採決する。

第 5 章 発 言

- 第13条 議案について発言せんとする者は起立して、議長を呼び許可を得てのち、氏名を自称して発言する。
- 第14条 2人以上が起立して発言を求めた時は、議長は先起と認めた者を指名して発言させる。
- 第15条 発言はすべて議案外に涉り、又は範圍を越えてはならない。議長は其の弁論が議案外に涉るか又は不必要と認めた時はこれを制止する。
- 第16条 動議成立した時は、議長は會議に諮り討論を用いないでこれを決める。

第 6 章 採 決

- 第17条 議長は採決せんとする時は、議題を會議に宣告しなければならない。
- 第18条 採決を宣告する時は、議場に現在いる会員は可否の数に加わらなければならない。会員は自己の表決に就て、更正をもとめることはできない。
- 第19条 採決の方法は挙手、起立、無記名及び記名投票の4種とし、議長が適宜これを運用する。
- 第20条 採決する順序は否決権を先とし、修正案を次とし原案を後とする。
会員より修正案が提出された時は、原案に最も遠いものから採決する。この順序は会員から異議のあった時には、議長は會議に諮り、討議を用いないで決める。

第 7 章 秩 序

- 第21条 会員は會議の品位を重んじ、且つ互いに敬称を用いる事。
- 第22条 議場に於いては静肅を守り、私語、その他議事の妨げとなることをしてはならない。

第 8 章 議 事 録

- 第23条 議事録には、次の事柄を記載するものとする。
- (1) 開会、閉会の顛末
 - (2) 會議始終の年月日、及び時刻
 - (3) 出席会員の氏名
 - (4) 出席理事及び出席を求めた者の氏名
 - (5) 書記の氏名
 - (6) 會議に附した議題
 - (7) 議事、顛末

(8) 選挙の顚末及び選挙者氏名

附 則 この規則は平成9年4月1日から施行する。

岩見沢歯科医師会役員等選出規則

この規則は、岩見沢歯科医師会定款に定める役員、北海道歯科医師会代議員及び予備代議員（以下、役員等という。）の選任を公正に行うために必要な事項を定める。

第1条 本会の会員は第12条、第13条、第14条、に該当しない限り、平等に選挙権及び被選挙権を有する。

第2条 役員の資格はその選挙前2年以上本会の会員であって第14条の規定に該当しない者であることを要する。

第3条 この規則に於いて役員等選出に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。但し、議場に於ける選挙の執行は議長の指揮下に入る。選挙管理委員は被選挙権を有する。

第4条 選挙管理委員は総会の議長が会議に諮り、会員の中から4名を選挙、又はその他の方法で選出する。

第5条 選挙管理委員の任期は2年とし、委嘱された年の4月1日を以って始期とする。但し補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

第6条 選挙管理委員長はその委員の互選による。

第7条 投票立会人及び開票立会人

議長は出席会員の中から4人を指名し、又は出席会員の互選により決定した者を投票に立ち合わせ、又は開票に立ち会わなければならない。

第8条 役員等の選任は選挙によって行う。但し、副会長、専務理事、理事は、総会において選任された会長が指名するものとし、総会において承認を受けなければならない。この場合、理事を4方面即ち岩見沢方面、三笠方面、栗山方面、夕張方面より各1名を指名することができる。

② 役員等の選任を選挙でする場合は、会員の投票により決める。

投票1人1票、単記無記名とし委任による投票は認めない。但し総会の議長が会議に諮り、連記無記名投票又は指名推薦、その他の方法を用いることができる。

③ 候補者が定数の場合は選挙を省略して直ちに当選者とすることができる。

第9条 無効投票

無効投票の判定については選挙管理委員会は開票立会人の意見を聞かなければならない。

1. 正規の投票用紙を用いないもの
2. 候補者以外の氏名を記載したもの

3. 被選挙権のない者を記載したもの

4. 他事を記載したもの、但し敬称の類はこの限りでない。

5. 2名以上の氏名を記載したもの（単記無記名の場合）

第10条 会長選挙の期日は、その期日前15日迄に会長は選挙者に知らせなければならない。

第11条 立候補及び推薦候補の届出

いずれの候補者も氏名、生年月日、住所、本人の略歴を添えて選挙の期日前7日午前9時より午後5時迄に文書でその旨を選挙管理委員会に届出を要する。

但し推せん候補者にあつては、2名以上の会員たる推せん者の署名と捺印、本人の承諾書を必要とする。選挙管理委員会の所在地は岩見沢歯科医師会事務所とする。

第12条 届出書受理の通知

前項に規定する候補者の届出書を受けた時は、選挙管理委員会は立候補の届出については立候補者に、推せん候補にあつては推せん届出の代表者にその旨を通知する。

第13条 候補者の辞退届出

候補者であることを辞退しようとするときは、投票前迄に文書で届出なければならない。

第14条 会長の選挙は出席会員の過半数を得たる者なることを要する。

過半数に達しない時は、上位2名の決選投票で決める。

第15条 無立候補の場合は再度第10条以降の手順をとる。

但し選挙管理委員長が会議に諮り指名推薦、その他の方法を用いることができる。

第16条 監事選挙は第8条の規定を準用し、得票多き者より順次当選者を決め得票同数の場合は籤に依る。

第17条 北海道歯科医師会代議員及び予備代議員選出に関して、

1. 北海道歯科医師会代議員、予備代議員の内各1名は理事者から選出する。

2. 他の北海道歯科医師会代議員、予備代議員の選挙は会長の選挙規定を準用する。

附 則 この規則は平成9年4月1日から施行する。

第5条の一部改正は、主務官庁から認可された日（平成22年4月21日）から施行する。

岩見沢歯科医師会部会規程

第1条 定款第19条にもとづき本会会務を処理するため、次の9部を置き本会理事が部長となる。

1. 総 務 部
2. 会 計 部
3. 医療管理調査部
4. 保 険 部
5. 学 術 部
6. 福 祉 厚 生 部
7. 公 衆 衛 生 部
8. 学 校 保 健 部
9. 広 報 部

第2条 総務部は専務理事が部長となり、次の事柄を分掌する。

- (1) 各部の連絡調査に関する事柄
- (2) 官庁、団体その他との連絡及びその文書往復、整理に関する事柄
- (3) 議会及び会議に関する一切の事柄
- (4) 会計規程による職務に就き、会計部長と協力して行う事柄
- (5) その他各部に属しない事柄

第3条 会計部は次の事柄を分掌する。

- (1) 本会会計規程にもとづく職務
- (2) 金銭の収受及び支出に関する事柄
- (3) 予算及び決算案に就き、総務部長と協力して行う事柄

第4条 医療管理調査部は次の事柄を分掌する。

- (1) 医道高揚及び定款第4条の8（歯科医業の合理化）に関する事柄
- (2) 定款第15条に関する事務処理及び非歯科医の不法行為肅正に関する事柄
- (3) 医業課税適正化に関する研究調査
- (4) 医療事故対策及び医政に関する事柄

第5条 保険部は次の事柄を分掌する。

- (1) 社会保険及びそれに準ずるものに関する事柄

第6条 学術部は次の事柄を分掌する。

- (1) 歯科医事衛生の研究と調査に関する事柄
- (2) 歯科医学教育の研究と整備に関する事柄
- (3) 歯科医師補習教育に関する事柄

(4) 救急医療に関する対策指導の事柄

(5) 助手教育に関する事柄

第7条 福祉厚生部は次の事柄を分掌する。

(1) 会員の相互扶助に関する事柄

(2) 会員の福祉及び医業合理化の向上に関する事柄

(3) 歯科医師及びその家族の慰安文化の向上に関する事柄

第8条 公衆衛生部は次の事柄を分掌する。

(1) 公衆衛生の普及と予防医学の研究と指導に関する事柄

(2) 歯科健康管理に関する事柄

第9条 学校保健部は次の事柄を分掌する。

(1) 学校歯科衛生に関する事柄

第10条 広報部は次の事柄を分掌する。

(1) 会報、会史、その他印刷物の編集、発行に関する事柄

(2) 道歯通信、その他広報に関する事柄

第11条 各部に属し、また属しない事柄で、会長が必要と認めた時は専務理事がこれ进行处理することができる。

第12条 各部の部長は専務理事に連絡し、その所管事務进行处理する。

第13条 部員は会長が委嘱する。

第14条 部員の任期は2年とする。

第15条 部員は1部門につき10名とする。

第16条 会長が必要と認めた時は、委員会を置くことができる。

第17条 本部会に定めたものの外、部会に関し必要な事柄を会長が別に決める。

附 則 この規程は平成9年4月1日から施行する。

第14条の一部改正は、主務官庁から認可された日（平成22年4月21日）から施行する。

岩見沢歯科医師会委員会規程

第1条 部会規程第15条の委員会はこの規程による。

第2条 委員は1部門につき10名以内とする。

第3条 委員は会長が委嘱する。

第4条 委員長及び副委員長は委員の互選による。

第5条 委員は委員会を構成し定められた事件、又は部門の調査研究及び判定を行い、その結果を会長に報告する。

第6条 委員は会長の承認、又は求めに応じて理事会に出席して、意見を述べる事が出来る。但し理事会の表決に加わることはできない。

第7条 委員の任期は、審議完了をもって解任となる。

第8条 定款第15条の事件を審査する委員、又は役員はその審議の期間は、その内容を他に漏洩してはならない。

第9条 本委員会に定めたものの外、委員会に関し必要な事柄は会長が別に決める。

附 則 この規程は昭和62年4月1日から施行する。

岩見沢歯科医師会会計規程

- 第1条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 第2条 本会の経費は毎年総会に於いて次年度予算の議決を終りたるものとする。
- 第3条 本会の経費は会費、負担金、寄附金、繰越金、その他の収入を以てこれに当る。
- 第4条 経費は予算の定めたる目的の外に使用し、又は各款の金額を互に流用することができない。同一款に於いては各項の金額は会長の決裁を得て互に流用することができる。
- 第5条 各款予算に不足を生じた時は、理事会の議決を得て予備費よりこれを支出することができる。但し総会に於いて承認を求めなければならない。
- 第6条 会員は会費及び負担金を前期、後期の2期に分納することができる。但し前期は毎年5月30日迄とし、後期は毎年11月30日迄とする。
- ② 10月1日以後入会する会員は、それぞれ半額とする。
- ③ 本会会費を社会保険診療報酬より前期5月に、後期11月に差引くものとする。
- 第7条 入会金は特別会計とする。その区分は開業医、歯科責任者、勤務医、家族会員とする。
- ② 勤務医が開業する時、及び家族会員が外に開業する時は開業差額金を納入するものとする。
- 第8条 岩見沢歯科医師会歯科医師青色申告会の負担金は医療機関を単位とし特別会計とする。
- 第9条 各年度に於いて余剰金を生じた時は、特別の規定あるもののほかは、翌年度の歳入に繰越金として繰入れる。
- 第10条 次記の事柄は、専務理事、会長の決裁を得てこれを執行する。
- (1) 諸収入の受納
- (2) 経費の支出
- (3) 諸物件の売買、貸借
- (4) 物品の出納
- 第11条 現金は理事会に於いて指定した銀行に管理者名義にて預入する。
- 第12条 金銭及び物品の出納事務を処理する理事は、出納簿を備え明確に記帳しなければならない。
- 第13条 会計には歳入歳出簿、予算、決算簿、物品出納簿、金銭出納簿、其の他の帳簿を備え、歳入、歳出予算額、収入済額、支払済額、翌年度繰越額、及び物品、金銭出納を明記しなければならない。
- 第14条 本会の備品は専務理事がその責に任ずる。

第15条 本規程に拠り難きときは、会長は理事会の議決を経て機宜の処置をなすことができる。

附 則 この規程は昭和62年4月1日から施行する。

岩見沢歯科医師会歯科医師青色申告会規則

(設 置)

第1条 この規則は定款第4条に基づき、これを定める。

(名 称)

第2条 本会は、岩見沢歯科医師会歯科医師青色申告会（以下「本会」という）という。

(目 的)

第3条 岩見沢歯科医師会の会員を対象に歯科医業の特性に基づき、青色申告を基本とする税務全般の調査研究及び指導を行ない、もって適正な申告と医業経営の合理化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

1. 歯科医師青色申告育成推進のための相互連絡
2. 青色申告の指導、啓発に必要な資料の作成及び配布
3. 歯科医業の税制上における特性に関する調査研究
4. 歯科医業経営の合理化と税務及び経理に関する指導
5. 経営税務の講習会、研修会への協力
6. 会員の税制に関する意見を国会、地方議員又は所管行政庁への伝達
7. 経営税務の相談及び苦情処理
8. 前各号のうち、税理士法に定めるものについては、税理士に委嘱してこれを行なう。
9. その他目的達成のための必要な事業

(組 織)

第5条 本会は、岩見沢歯科医師会を会員として組織する。

(役 員)

第6条 本会の役員は、岩見沢歯科医師会役員から岩見沢歯科医師会会長が委嘱する。

第7条 本会に次の役員を置き、その任期は岩見沢歯科医師会の役員任期に準ずるものとする。

会 長 1 名
副会長 1 名
理 事 若干名

第8条 本会の会長は、岩見沢歯科医師会の会長がこれを兼ねる。

② 副会長及び理事は、会長が指名する。

③ 理事のうち、若干名を常任理事として会長が指名する。

- ④ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときはその職務を代理し、欠けたときはその職務を代行する。

(会 議)

第9条 本会の会議は理事会、常任理事会の2種とし、会長が必要と認めた場合に招集し、その議長となる。

(理事会)

第10条 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

(常任理事会)

第11条 会長、副会長及び常任理事は、常任理事会を組織し、常務を処理する。

(顧問、相談役、専門嘱託)

第12条 会長は、理事会の議を経て、顧問、相談役又は専門嘱託を置くことができる。但しその任期は、嘱託した会長の任期と同じとする。

(経 費)

第13条 本会の経費は、医療機関を単位とした特別会計より支出する。

- ② 本会負担金は、定款第11条及び岩見沢歯科医師会会計規程第6条並びに第8条に基づく。

(事 務)

第14条 本会の事務は、岩見沢歯科医師会事務局において処理する。

(運 営)

第15条 本会の運営に関して必要な事柄は、本会理事会の議を経て決める。

附 則 この規則は昭和47年4月1日から施行する。

岩見沢歯科医師会準会員規則

第1条 病院に併設する歯科並びに市町村立の歯科診療所に勤務する歯科医師について

- (1) 書類を添えて医療機関が提出する。
- (2) 上記の医療機関に勤務する歯科医師に変動が生じた場合は、医療機関は再度入会金の納入は必要としない。
- (3) 上記の医療機関に勤務する歯科医師が、新たに診療所等を開設したり、本会員の診療所に勤務した時は、入会金を納入しなければならない。

第2条 登録歯科医師について

- (1) 地域歯科医療の充実に寄与するために、岩見沢歯科医師会地域において歯科医療をし、将来本会会員となるべき歯科医師で、会員のところに勤務する歯科医師及び保健所に勤務する歯科医師を対象とした会員である。
- (2) 上記の歯科医師で、登録書に登録料を添えて当会に申し込みするものとする。
- (3) 上記の歯科医師の登録は、1年毎とし、毎年4月に更新し勤務後7年を限度とする。
- (4) 上記の歯科医師は、本会主催の学会、研修会に参加できる。
- (5) 上記の歯科医師は、新たに診療所を開設した場合その時点で資格を消失する。

附 則 この規則は平成9年4月1日から施行する。

岩見沢歯科医師会内規

1. 会長選挙に関して（代議員、予備代議員選挙を含む）

岩歯選挙規則第5条に基づき、総会の議長が会議に諮って選挙又はその他の方法で選挙管理委員を4人（各方面より各1名）選出する。

2. 役員選挙に関して

(1) 理事は4方面即ち岩見沢方面、三笠方面、栗山方面、夕張方面より各1名を推せんし、その他の理事は若干名会長が指名する。

(2) 各方面推せん理事は、方面を変更した時点にて理事の資格を失うものとする。

(3) 各方面会長は、方面推せん理事が兼務するものとする。

(4) 監事は、岩見沢、三笠方面及び栗山、夕張方面より各1名推薦する。

3. 役員費用弁償

役員の費用弁償は毎年総会に於いて議決された予算の支出の部第一款管理費第2項旅費の予算額より、役員が業務遂行の為旅行した場合の旅費を差引いた残額を、地方役員に対し費用として弁償するものとする。

4. 会員の吉凶慶弔の際は会長は本会を代表して、その意志を表示する。遠隔の地、又は火急の場合は近隣の理事が会長に代ってこれを行なう。

5. 前条の場合、本会より贈呈する金銭及び物品は次の例による。

(1) 会員死亡の場合

香典及び生花及び弔辞。

(2) 会員の両親、妻子死亡の場合

本会より香典及び生花を贈ることができる。

(3) 会員長期に亘り重態なる病気に罹り、又は不慮の災厄に逢った場合は、理事会の決議によりお見舞を贈ることができる。

但し金額については、理事会の議を得て決める。

6. 部員並びに委員に対し費用として弁償することができる。

但し金額については、理事会の議を得て決める。

7. 入会金特別会計の目的について

(1) 臨時的な支出に備える

(2) 各部委員会への助成

附 則 この内規は昭和62年4月1日より施行

7は平成18年8月30日から施行